

「おもいやりのひとかき運動」の進め方

【運動の趣旨】

バス停や横断歩道付近等の適当な箇所に除雪用スコップを設置し、バスや信号待ちの人達から除雪に協力してもらう。

また地元自治会・町内会の人達が「ひとかきの除雪」の協力を呼びかけることによりその地域の人達のお互いの思いやりと助け合いの心を育む。

1 事業実施主体

市社協と新潟市とする。なお、市社協は各区社協からの申請の取りまとめ及び新潟市との連絡調整・設置資料の提供を行う。

2 運動推進母体

区内の自治会・町内会・コミ協を単位として運動の趣旨に賛同する有志を母体として運動を進める。

3 除雪箇所

国道、県道等のバス運行道路のバス停、横断歩道のある箇所で住宅密集地や公共施設等の人の往来の多いところのバス停付近、横断歩道の取り付け部分等を除雪する。

4 設置箇所及び予定件数

本事業の看板を主に国道、県道等の植込み、花壇等に期間中に設置して、その看板にスコップを取り付けて行う。

設置場所の選定・変更・撤去については、区社協が中心になり区建設課及び自治会・町内会・コミ協との協議を行う。

昨年度実施の531件の他に、今年度も各区社協にて必要に応じ新規の申請を受け付ける。
(令和7年度新規：北区2件、東区3件、中央区0件、江南区1件、秋葉区0件、南区13件、西区6件、西蒲区0件)

5 期間中の運動

12月1日から3月中旬を運動期間(期間は目安です。降雪状況や設置場所の都合により変更します)とし、降雪前に市役所がスコップ・看板を設置し、自治会・町内会・コミ協が定期的に設置状況の点検(スコップが看板に適切な状態で掛かっているか等)、降雪状況の見回りを行う。

6 看板・スコップの準備及び管理

看板・スコップ等の資材の準備から設置については、区建設課が中心となり進めるとともに、保管場所を設け、運動期間以外の保管・管理を行う。

7 道路管理者との協議

市社協が運動期間の前に、道路管理者と設置についての協議を行う。

8 事故処理

万一、運動推進中に事故が起きた場合は、新潟市と市社協が協力し、責任を持って解決にあたる。